

奈良工業高等専門学校「システム創成工学」  
教育プログラム達成評価委員会規程

平成17年6月15日制定

平成31年3月7日改正

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校「システム創成工学」教育プログラム統括会議規程（平成16年6月1日制定）第3条第2項の規定に基づき、「システム創成工学」教育プログラム達成評価委員会（以下「達成評価委員会」という。）に関する必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 達成評価委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 「システム創成工学」教育プログラム（以下「教育プログラム」という。）の学習・教育目標の達成評価に関すること。
- 二 教育プログラムの単位認定に関すること。
- 三 教育プログラムの修了認定に関すること。
- 四 その他教育プログラムの達成評価に関すること。

(組織)

第3条 達成評価委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長補佐（総務担当）
  - 二 一般教科及び専門各学科から選出された専任教員 各1名
  - 三 学生課長及び学生課課長補佐
  - 四 教育プログラム担当事務職員のうち学生課長が指名する者
- 2 前項第二号の者は、奈良工業高等専門学校総務委員会規程（平成31年3月7日制定）第3条第三号の者と同一とし、任期についても準用するものとする。
- 3 第1項第二号及び前項にかかわらず、物質化学工学科から選出された者は、達成評価委員会にはオブザーバーとして参画する。

(委員長及び副委員長)

第4条 達成評価委員会に委員長を置き、前条第1項第一号に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長は、達成評価委員会で評価した結果及び決議された事項について、「システム創成工学」教育プログラム統括会議に報告するものとする。
- 4 達成評価委員会に副委員長を置き、前条第1項第二号に掲げる者のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員以外の出席)

第5条 達成評価委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 達成評価委員会は、特定の事項を実施、検討するため、委員会内に専門部会を設けることができる。

2 専門部会に関して必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 達成評価委員会に関する事務は、学生課で行う。

附 則 (平成17年6月15日)

この規程は、平成17年6月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年4月1日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月7日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。